

別紙様式第10-2 公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(円)	随意契約にすることとした理由	その他必要な事項(備考)
3階東病棟 シャワーユニット	高知赤十字病院 管財課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R4.10.25	高知県高知市一宮 2732-7 アーキテック株式会社	¥1,290,922	日本赤十字社会計規則施行細則第36条の4により契約の性質又は目的が競争に付することが不利となるため	
人工呼吸器 C6 (オプションあり)	高知赤十字病院 管財課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R4.11.29	高知県高知市南久保 9番8号 株式会社シーメック	¥7,986,000	日本赤十字社会計規則施行細則第36条の4により契約の性質又は目的が競争に付することが不利となるため	
人工呼吸器 C6 (オプションなし)	高知赤十字病院 管財課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R4.11.29	高知県高知市南久保 9番8号 株式会社シーメック	¥5,324,000	日本赤十字社会計規則施行細則第36条の4により契約の性質又は目的が競争に付することが不利となるため	
ベッドサイドモニタ(送信機付) 「PVM-4763-Q20」	高知赤十字病院 管財課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R4.12.28	高知県高知市南久保 9番8号 株式会社シーメック	¥1,062,325	日本赤十字社会計規則施行細則第36条の4により契約の性質又は目的が競争に付することが不利となるため	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額に単価を記載した場合には予定総額を記載する。
- (2) 必要がある時は、各欄を著しく変更する事なく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。

別紙様式第10-2 公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(円)	随意契約にすることとした理由	その他必要な事項(備考)
ベッドサイドモニタ(送信機付) 「PVM-4763-Q20」	高知赤十字病院 管財課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R4.12.28	高知県高知市南久保 9番8号 株式会社シーメック	¥1,062,325	日本赤十字社会計規則施行細則第36条の4により契約の性質又は目的が競争に付することが不利となるため	
高知あんしんネット利用料	高知赤十字病院 医療情報管理課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R4.10.1	高知県高知市鷹匠町2丁目1-4 高知県保健医療介護福祉推進協議会	¥1,320,000	日本赤十字社会計規則施行細則第36条の3により競争に付することができないため	半年分の利用料 (R4.10~R5.3)
インターネットを利用する院内端末のOFFICE更新について	高知赤十字病院 医療情報管理課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R4.12.19	高知県高知市北久保12-3 リコージャパン株式会社	¥2,941,400	日本赤十字社会計規則施行細則第36条の4により契約の性質又は目的が競争に付することが不利となるため	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額に単価を記載した場合には予定総額を記載する。
- (2) 必要がある時は、各欄を著しく変更する事なく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。